

## 八千代市さくらねこ無料不妊手術チケット交付実施要領

制定	令和4年	3月18日
改正	令和4年	9月1日
	令和4年	11月9日
	令和5年	3月23日
	令和6年	3月19日

### (趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる者に対し、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業において行政枠として提供されるさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を交付するのに当たり、基金の定める要綱等の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がいない猫であって、市内に生息していると推測されるものをいう。
- (2) 不妊去勢手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術及び雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 協力病院 基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に賛同し、基金の審査を経た者をいう。

### (交付対象者)

第3条 チケットは、市内に住所を有し、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる者に対して交付するものとする。

### (交付申請)

第4条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる前に、八千代市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 団体としてチケットの交付を受けようとする場合は、前項の申請書には、

次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 団体構成員名簿（第1号様式 別紙）

（決定通知）

第5条 チケットの交付の可否の決定通知は、八千代市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

（チケットの交付枚数）

第6条 チケットは、第4条の申請書に記入された申請枚数と同じ枚数を申請者に対し交付するものとする。ただし、市長は、基金から本市に対し行政枠として提供されるチケットの枚数、交付申請の状況等、申請者の過去のチケットの使用実績等を考慮して、申請書に記入された申請枚数と異なる枚数でチケットを交付することができる。

（不妊去勢手術）

第7条 申請者は、交付を受けたチケットを協力病院に渡すことにより、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うものとする。

2 不妊去勢手術を受けた飼い主のいない猫には、その事実を外部に表示するため、当該不妊去勢手術に付随して、雌猫にあっては左耳の先端を、雄猫にあっては右耳の先端をV字にカットする手術を行うものとする。

（協力病院）

第8条 申請者が交付を受けたチケットを使用し飼い主のいない猫に対し不妊去勢手術を行うこととなる協力病院は、第4条の規定による申請の際に申請書に記入をした当該申請者の希望する協力病院とする。ただし、市長は、申請者の利用する協力病院について変更し、調整することができる。

2 申請者が飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を行う協力病院の希望を申し出ていない場合は、市長は、当該不妊去勢手術を行う協力病院について決定することができる。

（交付決定の取消及びチケットの返還）

第9条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、八千代市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及び返還通知書（第3号様式）により通知し、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、

既に交付したチケットの返還を求めるものとする。

- (1) チケットの使用方法が著しく不相当と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(実績報告)

第10条 申請者は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の完了後、速やかに八千代市さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術内訳書（第4号様式 別紙）
- (2) 飼い主のいない猫の捕獲現場の写真
- (3) 不妊去勢手術を受けた飼い主のいない猫の写真（耳のV字カットが分かるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(チケットの返却)

第11条 申請者は、交付を受けたチケットをその有効期間内に使用することができなかった場合は、前条の規定による実績報告に併せ、未使用のチケットを返却するものとする。

(免責)

第12条 飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術に関連して生じた事故については、申請者が全ての責任を負い、市は、一切の責任を負わないものとする。

2 申請者の責めに帰すべき事由により市が基金から賠償を請求されたときは、申請者は市に対して同等額を弁済しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。